



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年7月1日金曜日 第320号外2

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（自然保護課）..... 1

### 人事委員会規則

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）..... 1

## 規 則

### ○愛媛県規則第32号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年7月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則（平成20年愛媛県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第13号（第22条関係） 愛媛県野生動植物保護推進員証</p> <p>（表） 省略</p> <p>（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>4 推進員が特定希少野生動植物の個体に関する調査で規則で定めるもののためにする捕獲等については、<u>第12条</u>の規定は、適用しない。</p> <p>省略</p> </div>	<p>様式第13号（第22条関係） 愛媛県野生動植物保護推進員証</p> <p>（表） 省略</p> <p>（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>4 推進員が特定希少野生動植物の個体に関する調査で規則で定めるもののためにする捕獲等については、<u>第13条</u>の規定は、適用しない。</p> <p>省略</p> </div>

#### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に交付されている改正前の愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則様式第13号の規定による愛媛県野生動植物保護推進員証は、改正後の愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則様式第13号の規定による愛媛県野生動植物保護推進員証とみなす。

## 人事委員会規則

### ○愛媛県人事委員会規則7 1243

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年7月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

#### 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 479）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（条例第10条第1項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるもの等）</p>	<p>（条例第10条第1項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるもの等）</p>

**第4条 省略**

## 2 省略

3 条例第10条第1項に規定する人事委員会規則で定める理由は、次\_\_\_\_\_に掲げるとおりとする。

(1) 疾病又は負傷（条例第10条第11項第3号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。）

(2) 省略

（基本手当に相当する退職手当の支給調整）

**第6条 省略**

2 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(1)・(2) 省略

(3) 条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当（以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」という。）

(4) 条例第10条第7項又は第8項の規定による退職手当（以下「特例一時金に相当する退職手当」という。）

## 3・4 省略

（技能習得手当に相当する退職手当等）

**第8条** 条例第10条第11項第1号に掲げる技能習得手当に相当する退職手当及び同項第2号に掲げる寄宿手当に相当する退職手当（以下「技能習得手当に相当する退職手当等」という。）は、それぞれ雇用保険法第36条第1項に規定する技能習得手当及び同条第2項に規定する寄宿手当に相当する金額を同法の当該規定によるこれらの手当の支給の条件に従い、支給する。

（傷病手当に相当する退職手当）

**第9条** 条例第10条第11項第3号に掲げる傷病手当に相当する退職手当（以下「傷病手当に相当する退職手当」という。）は、支給残日数を超えては支給しない。

## 2 省略

（就業促進手当に相当する退職手当等）

**第10条** 条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当、同項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当及び同項第6号に掲げる求職活動支援費に相当する退職手当は、それぞれ雇用保険法第56条の3第1項に規定する就業促進手当、同法第58条第1項に規定する移転費及び同法第59条第1項に規定する求職活動支援費に相当する金額を同法の当該規定によりこれらの給付の支給の条件に従い、支給する。

（基本手当に相当する退職手当の支給手続）

**第12条 省略**

## 2～6 省略

7 受給資格者が条例第10条第1項に規定する理由により受給期間を延長しようとするときは、受給期間延長等申請書（様式第11号）に医師の証明書その他の第4条第3項各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を添付して提出することができないことについて正当な理由があるときは、受給資格証を添付しないことができる。

**第4条 省略**

## 2 省略

3 条例第10条第1項に規定する人事委員会規則で定める理由は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 疾病又は負傷（条例第10条第10項第3号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。）

(2) 省略

（基本手当に相当する退職手当の支給調整）

**第6条 省略**

2 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(1)・(2) 省略

(3) 条例第10条第4項又は第5項の規定による退職手当（以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」という。）

(4) 条例第10条第6項又は第7項の規定による退職手当（以下「特例一時金に相当する退職手当」という。）

## 3・4 省略

（技能習得手当に相当する退職手当等）

**第8条** 条例第10条第10項第1号に掲げる技能習得手当に相当する退職手当及び同項第2号に掲げる寄宿手当に相当する退職手当（以下「技能習得手当に相当する退職手当等」という。）は、それぞれ雇用保険法第36条第1項に規定する技能習得手当及び同条第2項に規定する寄宿手当に相当する金額を同法の当該規定によるこれらの手当の支給の条件に従い、支給する。

（傷病手当に相当する退職手当）

**第9条** 条例第10条第10項第3号に掲げる傷病手当に相当する退職手当（以下「傷病手当に相当する退職手当」という。）は、支給残日数を超えては支給しない。

## 2 省略

（就業促進手当に相当する退職手当等）

**第10条** 条例第10条第10項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当、同項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当及び同項第6号に掲げる求職活動支援費に相当する退職手当は、それぞれ雇用保険法第56条の3第1項に規定する就業促進手当、同法第58条第1項に規定する移転費及び同法第59条第1項に規定する求職活動支援費に相当する金額を同法の当該規定によりこれらの給付の支給の条件に従い、支給する。

（基本手当に相当する退職手当の支給手続）

**第12条 省略**

## 2～6 省略

7 受給資格者が条例第10条第1項に規定する理由により受給期間を延長しようとするときは、受給期間延長申請書（様式第11号）に\_\_\_\_\_ 受給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を\_\_\_\_\_ 提出することができないことについて正当な理由があるときは、受給資格証を添付しないことができる。

8 前項の規定による申請は、受給資格者が条例第10条第1項に規定する理由に該当するに至つた日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。ただし、天災その他申請をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

9 省略

10 第8項ただし書の場合における第7項の規定による申請は、受給期間延長等申請書に天災その他申請をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添付しなければならない。

11 任命権者は、第7項の受給期間延長等申請書\_\_\_\_\_の提出をした者が条例第10条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書（様式第12号）を交付しなければならない。この場合（第7項ただし書の規定により受給資格証を添付しないで同項の申請を受けたときを除く。）において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

12 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、退職当時の所属長を経て、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

- (1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
- (2) 条例第10条第1項に規定する理由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

13 第7項の規定による申請は、代理人に行わせることができる。  
この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。

14 前項の規定は第8項ただし書の場合における第7項の規定による申請及び第12項の場合に、第7項ただし書の規定は第12項の場合について準用する。

（条例第10条第4項に規定する人事委員会規則で定める事業）

**第12条の2** 条例第10条第4項に規定する人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して30日を経過する日が、条例第10条第1項に規定する支給期間の末日後であるもの
- (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当を除く。以下同じ。）の支給を受けたもの
- (3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと任命権者が認めたもの

（条例第10条第4項に規定する人事委員会規則で定める職員）

**第12条の3** 条例第10条第4項に規定する人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 条例第10条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規

8 前項の規定による申請は、\_\_\_\_\_条例第10条第1項に規定する理由に該当するに至つた日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。ただし、天災その他申請をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

9 省略

10 任命権者は、第7項に規定する受給期間延長申請書の提出をした者が条例第10条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長通知書（様式第12号）を交付するとともに\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、受給資格証に必要な事項を記入した上、返付しなければならない。

11 前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、退職当時の所属長を経て、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し\_\_\_\_\_、返付しなければならない。

- (1) 受給期間延長申請書\_\_\_\_\_の記載内容に重大な変更があつた場合 受給期間延長通知書\_\_\_\_\_
- (2) 条例第10条第1項に規定する理由がやんだ場合 受給期間延長通知書\_\_\_\_\_及び受給資格証

12 \_\_\_\_\_第7項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

定する事業を開始し、同日後に当該事業に専念する職員

(2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして任命権者が認めた職員

(支給の期間の特例の申請)

**第12条の4** 受給資格者が条例第10条第4項の規定の適用を受けようとするときは、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他同項に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。第12条第7項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 前項の規定による申請は、受給資格者が条例第10条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して2箇月以内になければならない。ただし、天災その他申請をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 任命権者は、第1項の規定による申請をした者が条例第10条第4項に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合(第1項の規定により準用する第12条第7項ただし書の規定により受給資格証を添付しないで第1項の規定による申請を受けたときを除く。)において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、退職当時の所属長を経て、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 条例第10条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

5 第12条第13項の規定は第1項の規定による申請及び第2項ただし書の場合における第1項の規定による申請並びに前項の場合に、同条第7項ただし書の規定は前項の場合に、同条第9項及び第10項の規定は第2項ただし書の場合における第1項の規定による申請について準用する。

(公共職業訓練等を受講する場合における届出)

**第13条** 受給資格者は、公共職業安定所長の指示により雇用保険法第15条第3項に規定する公共職業訓練等を受けることになつたときは、速やかに公共職業訓練等受講届(様式第13号。以下「受講届」という。)に受給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。第12条第7項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 省略

3 受給資格者は、第1項に規定する受講届の記載事項に変更があつたときは、速やかにその旨を記載した届書に受給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。第12条第7項ただし書の規定は、この場合について準用する。

4 省略

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

**第14条** 受給資格者は、条例第10条第10項第1号の規定による退職

(公共職業訓練等を受講する場合における届出)

**第13条** 受給資格者は、公共職業安定所長の指示により雇用保険法第15条第3項に規定する公共職業訓練等を受けることになつたときは、速やかに公共職業訓練等受講届(様式第13号。以下「受講届」という。)に受給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。前条第7項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 省略

3 受給資格者は、第1項に規定する受講届の記載事項に変更があつたときは、速やかにその旨を記載した届書に受給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。前条第7項ただし書の規定は、この場合について準用する。

4 省略

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

**第14条** 受給資格者は、条例第10条第9項第1号の規定による退職

手当及び技能習得手当に相当する退職手当等の支給を受けようとするときは、あらかじめ公共職業訓練等受講証明書（様式第14号）に受給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。第12条第7項ただし書の規定は、この場合について準用する。

## 2 省略

（条例第10条第10項第2号に規定する人事委員会規則で定める者）

**第14条の2** 条例第10条第10項第2号アに規定する人事委員会規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

(1)～(3) 省略

2 条例第10条第10項第2号イに規定する人事委員会規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

（高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等）

## 第15条の2 省略

### 2・3 省略

4 高年齢求職者給付金に相当する退職手当で条例第10条第5項の規定によるものは、当該高年齢受給資格者が前項において準用する第12条第3項の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

5 高年齢受給資格者が高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第10条第6項の規定による退職手当の高年齢受給資格者にあつては第3項において準用する第12条第3項の規定による求職の申込みをした後、条例第10条第5項の規定による退職手当の高年齢受給資格者にあつては第3項において準用する第12条第4項の規定による失業の認定を受けた後において、支給期日に管轄公共職業安定所に出頭し、高年齢受給資格証を提示した上で職業の紹介を求めるとともに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の4）に管轄公共職業安定所長の証明を受けて、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。

6 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に高年齢受給資格者となつた場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第10条第5項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。

（特例一時金に相当する退職手当の支給手続等）

## 第15条の3 省略

### 2・3 省略

4 特例一時金に相当する退職手当で条例第10条第7項の規定によるものは、当該特例受給資格者が前項において準用する第12条第3項の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

5 特例受給資格者が特例一時金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第10条第8項の規定による退職手当の特例受給資格者にあつては第3項において準用する第12条第3項の規定による求職の申込みをした後、条例第10条第7項の規定による退職手当の特例受給資格者にあつては第3項において準用する

手当及び技能習得手当に相当する退職手当等の支給を受けようとするときは、あらかじめ公共職業訓練等受講証明書（様式第14号）に受給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。第12条第7項ただし書の規定は、この場合について準用する。

## 2 省略

（条例第10条第9項第2号に規定する人事委員会規則で定める者）

**第14条の2** 条例第10条第9項第2号アに規定する人事委員会規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

(1)～(3) 省略

2 条例第10条第9項第2号イに規定する人事委員会規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

（高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等）

## 第15条の2 省略

### 2・3 省略

4 高年齢求職者給付金に相当する退職手当で条例第10条第4項の規定によるものは、当該高年齢受給資格者が前項において準用する第12条第3項の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

5 高年齢受給資格者が高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第10条第5項の規定による退職手当の高年齢受給資格者にあつては第3項において準用する第12条第3項の規定による求職の申込みをした後、条例第10条第4項の規定による退職手当の高年齢受給資格者にあつては第3項において準用する第12条第4項の規定による失業の認定を受けた後において、支給期日に管轄公共職業安定所に出頭し、高年齢受給資格証を提示したうえ職業の紹介を求めるとともに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の4）に管轄公共職業安定所長の証明を受けて、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。

6 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に高年齢受給資格者となつた場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第10条第4項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。

（特例一時金に相当する退職手当の支給手続等）

## 第15条の3 省略

### 2・3 省略

4 特例一時金に相当する退職手当で条例第10条第6項の規定によるものは、当該特例受給資格者が前項において準用する第12条第3項の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

5 特例受給資格者が特例一時金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第10条第7項の規定による退職手当の特例受給資格者にあつては第3項において準用する第12条第3項の規定による求職の申込みをした後、条例第10条第6項の規定による退職手当の特例受給資格者にあつては第3項において準用する

第12条第4項の規定による失業の認定を受けた後において、支給期日に管轄公共職業安定所に出頭し、特例受給資格証を提示した上で職業の紹介を求めるとともに、特例一時金に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の7）に管轄公共職業安定所長の証明を受けて、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。

- 6 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に特例受給資格者となつた場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第10条第7項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後の特例一時金に相当する退職手当を支給する。

（就業促進手当に相当する退職手当等の支給手続）

**第16条** 受給資格者又は条例第10条第12項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当のうち、雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の8）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当

に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の9）に、雇用保険法施行規則第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の10）に、同法第56条の3第1項第2号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号）に、条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第17号）に、同項第6号に掲げる求職活動支援費に相当する退職手当のうち同法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（様式第18号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第18号の2）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第18号の3）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添付しないことができる。

## 2 省略

### 附 則

（特定退職者に関する暫定措置）

- 3 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第1条の4に規定する離職の日に対応する期間内である者に係る第4条第1項及び第12条の2第2号の規定の適用については、同項中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和50年勞

第12条第4項の規定による失業の認定を受けた後において、支給期日に管轄公共職業安定所に出頭し、特例受給資格証を提示した上で職業の紹介を求めるとともに、特例一時金に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の7）に管轄公共職業安定所長の証明を受けて、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。

- 6 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に特例受給資格者となつた場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第10条第6項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後の特例一時金に相当する退職手当を支給する。

（就業促進手当に相当する退職手当等の支給手続）

**第16条** 受給資格者又は条例第10条第11項に規定する者は、同条第10項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当のうち、雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の8）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当を除く。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の9）に、同省令第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当に相当する退職手当

にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の10）に、同法第56条の3第1項第2号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号）に、条例第10条第10項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第17号）に、同項第6号に掲げる求職活動支援費に相当する退職手当のうち同法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（様式第18号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第18号の2）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第18号の3）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添付しないことができる。

## 2 省略

### 附 則

（特定退職者に関する暫定措置）

- 3 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第1条の4に規定する離職の日に対応する期間内である者に係る第4条第1項及び第16条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和50年勞

働省令第3号)附則第1条の4の規定により読み替えられた同省令第36条(各号列記以外の部分に限る。)に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、同号 \_\_\_\_\_ 中「雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。

様式第1号(第2条関係)退職手当請求書

省略	氏 名	—
省略		
省略		

注 省略

様式第2号(第2条関係)退職手当請求書

省略	氏 名	—
省略		
省略		

注 省略

様式第3号(第2条関係)履歴書

省略		
ふりがな	省略	
氏 名	—	
省略		

注 省略

様式第4号(第2条関係)生計関係申立書

省略	請求者 氏 名	—
省略		
省略		

注 省略

様式第6号(第3条関係)総代者選任届

省略	氏 名	—
省略		
省略	氏 名	—
省略		
省略		

様式第7号(第12条、第12条の4 第14条、第15条 第18条の2関係) 省略

様式第8号(第12条関係) 失業者の退職手当受給資格証交付請求書

省略	氏 名	—
省略		
省略		

注 省略

様式第10号(第12条関係) 基本手当に相当する退職手当支給申請書

働省令第3号)附則第1条の4の規定により読み替えられた同省令第36条(各号列記以外の部分に限る。)に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第16条第1項中「雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。

様式第1号(第2条関係)退職手当請求書

省略	氏 名	㊞
省略		
省略		

注 省略

様式第2号(第2条関係)退職手当請求書

省略	氏 名	㊞
省略		
省略		

注 省略

様式第3号(第2条関係)履歴書

省略		
ふりがな	省略	
氏 名	㊞	
省略		

注 省略

様式第4号(第2条関係)生計関係申立書

省略	請求者 氏 名	㊞
省略		
省略		

注 省略

様式第6号(第3条関係)総代者選任届

省略	氏 名	㊞
省略		
省略	氏 名	㊞
省略		
省略		

様式第7号(第12条 \_\_\_\_\_ 第14条、第15条 第18条の2関係) 省略

様式第8号(第12条関係) 失業者の退職手当受給資格証交付請求書

省略	氏 名	㊞
省略		
省略		

注1 省略

2 請求者の氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

様式第10号(第12条関係) 基本手当に相当する退職手当支給申請書

省略
氏名
省略
省略

注 省略

様式第11号（第12条、第12条の4関係） 受給期間延長等申請書

受給期間延長等申請書	
省略	
この申請書を提出する理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由
省略	
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	省略
上記のとおり受給期間の延長等を申請します。	
省略	
受給資格者氏名	

様式第12号（第12条、第12条の4関係） 受給期間延長等通知書

受給期間延長等通知書	
省略	
受給期間延長等の理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長等後の受給期間満了年月日	年 月 日
上記のとおり受給期間を延長等する。	
省略	

様式第13号（第13条関係） 公共職業訓練等受講届

省略						
				高年齢者等の	雇用保険法第	職業訓練の実施等

省略
氏名
省略
省略

注 省略

様式第11号（第12条、第12条の4関係） 受給期間延長申請書

受給期間延長申請書	
省略	
職業に就くことができない理由	
省略	
職業に就くことができない期間	省略
上記のとおり受給期間の延長を申請します。	
省略	
受給資格者氏名	

様式第12号（第12条、第12条の4関係） 受給期間延長通知書

受給期間延長通知書	
省略	
受給期間延長の理由	
延長後の受給期間満了年月日	年 月 日
上記のとおり受給期間を延長する。	
省略	

様式第13号（第13条関係） 公共職業訓練等受講届

省略						
				高年齢者等の		



公共職業訓練等に関する事項	種類	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条に規定する公共職業訓練	雇用保険法（昭和49年法律第116号）第63条第1項第3号の講習及び訓練	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第13条の適応訓練	雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるものの	による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練
		省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略							
省略							
受給資格者氏名 _____							

注1・2 省略

様式第14号（第14条関係） 公共職業訓練等受講証明書

省略
省略
受講者氏名 _____
省略
省略

注1～3 省略

4 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を抹消すること。

5 省略

様式第15号（第15条関係） 傷病手当に相当する退職手当支給申請書

省略
申請者氏名 _____

公共職業訓練等に関する事項	種類	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条に規定する公共職業訓練	雇用保険法（昭和49年法律第116号）第63条第1項第3号の講習及び訓練	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第13条の適応訓練	雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるものの
		省略	省略	省略	省略	省略
省略						
省略						
受給資格者氏名 _____						

注1・2 省略

3 受給資格者氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

様式第14号（第14条関係） 公共職業訓練等受講証明書

省略
省略
受講者氏名 _____
省略
省略

注1～3 省略

4 受講者氏名は、記名押印に代えて署名することができる。また、この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を抹消すること。

5 省略

様式第15号（第15条関係） 傷病手当に相当する退職手当支給申請書

省略
申請者氏名 _____

注1～4 省略

様式第15号の3（第15条の2関係） 失業者の退職手当高年齢受給資格証交付請求書

省略	氏 名	—
省略		

注 省略

様式第15号の4（第15条の2関係） 高年齢求職者給付金に相当する退職手当支給申請書

省略	氏 名	—
省略		

様式第15号の6（第15条の3関係） 失業者の退職手当特例受給資格証交付請求書

省略	氏 名	—
省略		

注 省略

様式第15号の7（第15条の3関係） 特例一時金に相当する退職手当支給申請書

省略	氏 名	—
省略		

様式第15号の8（第16条関係） 就業手当に相当する退職手当支給申請書

省略	氏 名	—
省略		

注1・2 省略

様式第15号の9（第16条関係） 再就職手当に相当する退職手当支給申請書

省略	氏 名	—
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

様式第15号の10（第16条関係） 就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

注1～4 省略

5 申請者氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

様式第15号の3（第15条の2関係） 失業者の退職手当高年齢受給資格証交付請求書

省略	氏 名	Ⓜ
省略		

注1 省略

2 請求者の氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

様式第15号の4（第15条の2関係） 高年齢求職者給付金に相当する退職手当支給申請書

省略	氏 名	Ⓜ
省略		

様式第15号の6（第15条の3関係） 失業者の退職手当特例受給資格証交付請求書

省略	氏 名	Ⓜ
省略		

注1 省略

2 請求者の氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

様式第15号の7（第15条の3関係） 特例一時金に相当する退職手当支給申請書

省略	氏 名	Ⓜ
省略		

様式第15号の8（第16条関係） 就業手当に相当する退職手当支給申請書

省略	氏 名	Ⓜ
省略		

注1・2 省略

3 申請者の氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

様式第15号の9（第16条関係） 再就職手当に相当する退職手当支給申請書

省略	氏 名	Ⓜ
省略		

注1 省略

2 申請者の氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

様式第15号の10（第16条関係） 就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

省略
省略
申請者氏名

注 省略

様式第16号（第16条関係） 常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

省略
省略
申請者氏名
省略

注1 省略

2 省略

3 省略

様式第17号（第16条関係） 移転費に相当する退職手当支給申請書

省略
省略
省略
愛媛県知事 様 受給資格者氏名

注 省略

様式第18号（第16条関係） 求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書

省略
省略
受給資格者氏名
省略

注1・2 省略

3 省略

様式第18号の2（第16条関係） 求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書

省略
省略
受給資格者氏名
省略

注1～4 省略

5 省略

6 省略

様式第18号の3（第16条関係） 求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書

省略
省略
受給資格者氏名
省略

省略
省略
申請者氏名

注1 省略

2 申請者氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

様式第16号（第16条関係） 常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

省略
省略
申請者氏名
省略

注1 省略

2 申請者氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

様式第17号（第16条関係） 移転費に相当する退職手当支給申請書

省略
省略
省略
愛媛県知事 様 受給資格者氏名

注 省略

様式第18号（第16条関係） 求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書

省略
省略
受給資格者氏名
省略

注1・2 省略

3 受給資格者氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

4 省略

様式第18号の2（第16条関係） 求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書

省略
省略
受給資格者氏名
省略

注1～4 省略

5 受給資格者氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

6 省略

7 省略

様式第18号の3（第16条関係） 求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書

省略
省略
受給資格者氏名
省略

注1～5 省略

6 省略

7 省略

様式第18号の4（第16条の2関係） 氏名・住所変更届

省略
省略 (高年齢・特例)受給資格者氏名
省略

注1・2 省略

様式第19号（第17条関係） 失業者の退職手当受給資格証再交付申請書

省略	氏名
省略	
省略	

注1 省略

2 省略

様式第20号（第18条関係） 失業者の退職手当高年齢受給資格証再交付申請書

省略	氏名
省略	

注1 省略

2 省略

様式第20号の2（第18条の2関係） 失業者の退職手当特例受給資格証再交付申請書

省略	氏名
省略	

注1 省略

2 省略

注1～5 省略

6 受給資格者氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

7 省略

8 省略

様式第18号の4（第16条の2関係） 氏名・住所変更届

省略
省略 (高年齢・特例)受給資格者氏名
省略

注1・2 省略

3 記名押印に代えて署名することができる。

様式第19号（第17条関係） 失業者の退職手当受給資格証再交付申請書

省略	氏名
省略	
省略	

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第20号（第18条関係） 失業者の退職手当高年齢受給資格証再交付申請書

省略	氏名
省略	

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第20号の2（第18条の2関係） 失業者の退職手当特例受給資格証再交付申請書

省略	氏名
省略	

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（以下「旧規則」という。）様式第11号及び様式第13号の規定による書類は、改正後の愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（以下「新規則」という。）様式第11号及び様式第13号の規定による書類とみなす。

3 この規則施行の際現に交付している旧規則様式第12号の規定による受給期間延長通知書は、新規則様式第12号の規定による受給期間延長等通知書とみなす。

(愛媛県人事委員会規則における押印及び署名を不要とするための手続の特例に関する規則の一部改正)

4 愛媛県人事委員会規則における押印及び署名を不要とするための手続の特例に関する規則（愛媛県人事委員会規則1 10）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>申請者、届出者、請求者等が行わなければならないとされている書類の押印及び署名については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、請求者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1) 省略                  (2) 省略                  (3) 省略                  (4) 省略</p>	<p>申請者、届出者、請求者等が行わなければならないとされている書類の押印及び署名については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、請求者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1) <u>愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 479）様式第1号から様式第4号まで、様式第6号、様式第8号、様式第10号、様式第11号、様式第13号から様式第15号まで、様式第15号の3、様式第15号の4及び様式第15号の6から様式第20号の2まで</u></p> <p>(2) 省略                  (3) 省略                  (4) 省略                  (5) 省略</p>